

7月から国民健康保険税の納付が始まります!

【お問合せ】
国民健康保険課 ☎973-3202

国民健康保険は、病気やケガをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が普段から保険税を納め医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

令和5年度の国民健康保険税納税通知書および納付書を7月中旬頃に世帯主宛にお送りしますので、納税通知書は必ず開封し、内容の確認後、納期限内に保険税のお支払いをお願いします。

- ・世帯主本人が職場の健康保険等の加入の場合でも納税通知書は世帯主宛にお送りいたします。
- ・年度途中で転居や世帯分離により国保記号番号が変わりますと納税通知書等が2通届く場合がございます。

令和5年度国民健康保険税の納期限

今年度の納期限は下記のとおりです。納め忘れのないようお願いします。

1期	7月31日(月)	2期	8月31日(木)	3期	10月2日(月)	4期	10月31日(火)
5期	11月30日(木)	6期	1月4日(木)	7期	1月31日(水)	8期	2月29日(木)

どうしても納付が困難な時は…

納付のご相談や、申請によって受けられる減免制度等があります。

非自発的失業者にかかる軽減措置

会社の倒産や解雇・雇止め等により失業し、雇用保険を受給している方について、国民健康保険税を軽減する制度があります。[雇用保険受給資格者証](#)または[雇用保険受給資格通知](#)をご持参のうえ、申請してください。

減免制度

失業や営業不振、病気等により著しく所得が減少した場合、災害等のため著しい被害にあった場合に、所得割が減免される制度があります。該当すると思われる方は[令和6年2月29日\(木\)](#)までの期限内に申請してください。

Check 猶予や減免の申請を行うその前に…

所得の申告はお済みですか？

国民健康保険税では所得に応じて、保険税の所得割の算定や軽減の判定、高額療養費の自己負担限度額の判定などを行います。

※前年の収入が変わった場合は再度、軽減適用を判定します。

世帯主および加入世帯員に一人でも未申告の方がいると…

- ・収入がない世帯も、未申告の状態では7割・5割・2割の軽減が適用されません。
- ・保険税の猶予・減免を受けることができません。
- ・収入の判定ができない場合は、高額療養費の自己負担限度額や、入院時の食事自己負担額が高くなる場合があります。

申告がまだお済みでない方は市民税課等でお手続きください。